

第2部

「情報公開制度の問題点を語る —横浜市を中心に」座談会 当日配布資料

内田隆さん・・・・・・・・・・・・ 1～7頁

大川隆司さん・・・・・・・・・・・・ 8頁

佐藤満喜子さん・・・・・・・・・・・・ 9～16頁

三木由希子さん・・・・・・・・・・・・ 17～21頁

森田明さん・・・・・・・・・・・・ 22～29頁

かながわ市民オンブズマン広報誌抜粋・・30～40頁

全国市民オンブズマン連絡会議は情報公開をどう進めてきたか

2024/4/21（日）かながわ市民オンブズマン総会
全国市民オンブズマン連絡会議 内田隆

内田隆の経歴

2000年6月～ 全国市民オンブズマン連絡会議 事務局バイト
2003年4月～ 全国市民オンブズマン連絡会議 事務局
2011年8月～ NPO法人 情報公開市民センター 事務局

（所属した団体）

2000年～ 名古屋市民オンブズマン
2012年～ 秘密法と共に謀罪に反対する愛知の会

（情報公開請求実績）

- ・2000年～ 全国市民オンブズマン大会 各種調査担当
- ・2000年～ 名古屋市民オンブズマン 各種調査担当
- ・2001年～2009年 全国情報公開度ランキング 集計担当
- ・2012年～2017年 秘密保護法法令協議情報公開訴訟 事務局
- ・2015年～ 名古屋城木造復元事業 各種情報公開請求
2019年～2022年 名古屋市長が文化庁と面談した際の記録情報公開訴訟
- ・2017年～ 警視庁が保有するビートルズ来日動画情報公開訴訟 事務局
- ・2017年～ 政務活動費開示度ランキング 集計担当

等多数

全国市民オンブズマン連絡会議の特徴

1994年に各地の市民オンブズ団体の情報交換の場として結成。1995年に官官接待の追及を各地のグループとして共同して行う。その後も全国一斉調査と訴訟（情報公開・住民訴訟）で行政・議会をチェック。現在63団体が加盟。

全国市民オンブズマン連絡会議結成前

- ・1989年4月名古屋市長交際費情報【資料1】
1ヶ月予算が150万円 賛助、祝、接遇、選別、見舞い相手方非公開
名古屋市 コピー代1枚40円

官官接待・カラ出張追及に情報公開条例を活用

1995年第2回全国市民オンブズマン名古屋大会
「40道府県の食糧費年間約53億円」官官接待が流行語大賞に
その後カラ出張も全国調査 ※メディアと取材合戦
1998年「自主調査」調査 28都道府県 436億6308万円が不正と認める
うち303億8722万円が返還。約20,727人が処分される
<https://www.ombudsman.jp/data/todoufukenhenkangaku.pdf>

情報公開度ランキング（1997年～2009年）

<https://www.ombudsman.jp/rank>
全国の自治体（首長部局・議会・警察本部など）に対し、同じ項目について実際に
情報公開請求をしてみて、開示度を独自に採点・公表。
・1997年2月発表 第1回全国情報公開度ランキング
　情報公開条例未制定 3県（山形県、山口県、愛媛県）
　閲覧手数料 3都県（東京都、静岡県、岡山県、香川県）
・1998年2月発表 第2回全国情報公開度ランキング
※情報公開条例未制定・閲覧手数料は【失格】
　情報公開条例未制定 2県（山形県、愛媛県）
　閲覧手数料 3都県（東京都、静岡県、岡山県）
→急速に改善【パワーポイント】
☆参考 2011年9月 名古屋市長交際費情報【資料2】
　1ヶ月の予算約6万円 香典相手方ネットで公開

政務調査費・政務活動費調査（2001年～）

<https://www.ombudsman.jp/seimu>
都道府県・政令市議会に支給される政務調査費（当時）の領収書を添付させよう！
2001年以降毎年調査し公表→改善【パワーポイント】
2015年に全都道府県で領収書1円以上添付に
2017年～ 政務活動費開示度ランクイング→改善【パワーポイント】
都道府県・政令市・中核市議会政務活動費領収書ネット公開調査
2013年1議会→2023年 83議会に（129議会の64.3%）
☆メディアの調査報道が増えている

2023/2/22 横浜市長に「情報公開手数料に関する申入れ書」提出

【議案書 資料2】

かながわ市民オンブズマンと全国市民オンブズマン連絡会議の連名

デジタル情報公開度調査・情報公開権利濫用条項調査（2023年9月発表）

https://www.ombudsman.jp/taikai_category/no30

- ・開示手数料を取る 岩手県、神戸市（商業的請求、市内以外）
- ・閲覧手数料を取る 和歌山県（40枚までは4枚ごとにつき10円、40枚を超える場合、40枚までごとにつき100円）
- ・紙のコピー費用 47都道府県+20政令市で1枚10円
- ・電子申請 46都道府県・19政令市で可能

（岐阜県は2024年1月22日から、京都市は2024年4月1日から可能に）

※2024年4月以降は、47都道府県・20政令市で電子申請可能に！

- ・電子申請プラス、メールでも申請可能 7県（宮城県、秋田県、長野県、鳥取県、香川県、佐賀県、鹿児島県）+1市（名古屋市）
- ・元資料が紙の場合、電磁的記録で開示可能
 - メール（無料）：5県（山梨県、長野県、鳥取県、山口県、佐賀県）
3市（さいたま市、岡山市、熊本市）
 - メール（1枚10円）：1府（大阪府）、2市（横浜市、大阪市）
 - CD代のみ：12都県（埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、奈良県、島根県、広島県、愛媛県、熊本県、大分県、沖縄県）
4市（仙台市、千葉市、川崎市、新潟市）
 - CD（紙1枚につき10円）：6道県（北海道、群馬県、岐阜県、兵庫県、香川県、長崎県）
4市（京都市、堺市、神戸市、北九州市）
- ・元資料が電磁的記録の場合、電磁的記録で開示可能
 - メール（無料）：5県（山梨県、長野県、鳥取県、山口県、佐賀県）
3市（さいたま市、岡山市、熊本市）
 - システム（有料）：2府県（新潟県（1回90円）、大阪府（60円））
 - メール（有料）：2市（横浜市（ページ数がある電磁的記録は1ページにつき10円、ページ数がない電磁的記録は1ファイルにつき210円）
大阪市（公開情報が記録されていないとき、ファイル数×10円、非公開情報が記録されているとき、PDFファイルに変換したページ数×10円））
 - CD代のみ：39都道府県、13政令市
 - CD代のみ以外：1県（兵庫県 公文書1件につき200円）
2市（札幌市 対象公文書に非公開情報が含まれる場合には紙で公開、
京都市 ページ数がない電磁的記録はCD-R代+ファイル数×210円、
ページ数がある電磁的記録はCD-R代+ページ数×10円）

☆都道府県・県選管・県警 情報公開請求方法一覧【資料4】

オンラインで請求するメリット

- ・「情報公開請求書」を書式に合わせて記載し、送付必要が無い
- ・開示決定、受取までの日時がかかるない
- ・メールで送付の場合、費用無料の自治体も
- ・費用支払いが楽（クレジットカード、Pay-easyなど）名自治体もあり
- ・エクセル形式で開示されれば、処理が楽
- PDFで送付されれば、スキャナする必要が無い

第31回全国市民オンブズマン大阪大会（24/8/31-9/1）

テーマ「政治とカネ」「IR・大阪万博」

情報公開でどこまで迫れるか

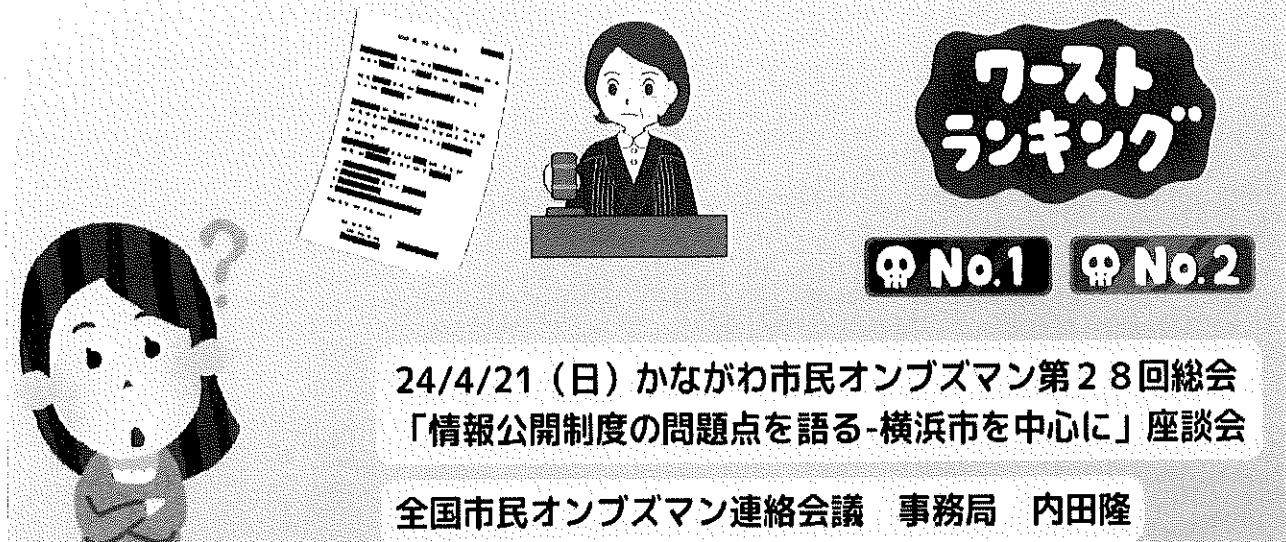
最近の話題

- ・23/11/15 福井県高浜町元助役から福井県職員への金品等受領調査内容
不開示取消命令 名古屋高裁金沢支部
<https://www.ombudsman.jp/nuclear/240229fukui-2.pdf>
24/2/29 福井県がほぼすべてを開示
(元助役の居所、親族の氏名等、調査対象者の健康状態、親族間の私的な交流、
調査の設問自体に対する個人的な意見等、被差別部落の名称、同和関係者への
誤解を招く表現等)
<https://www.ombudsman.jp/nuclear/240229fukui-2.pdf>
→「自治体が職員に行ったアンケート」の回答内容を他でも情報公開請求しては
- ・職務上使用するパソコンの「アクセスログ」情報公開
(懲戒処分された職員について)

まとめ

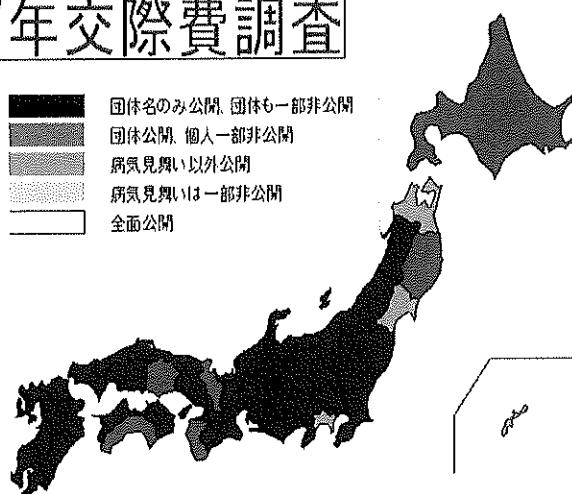
- ・情報公開請求は積極的に活用しよう
- ・公開度をアップさせるには他自治体との比較が効果的
- ・他の人の情報公開項目・方法を参考にする

全国市民オンブズマン連絡会議は 情報公開をどう進めてきたか



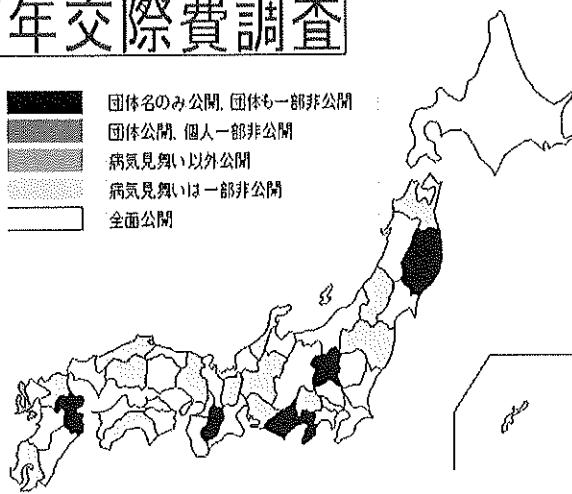
97年交際費調査

- 団体名のみ公開、団体も一部非公開
- 団体公開、個人一部非公開
- 病気見舞い以外公開
- 病気見舞いは一部非公開
- 全面公開



07年交際費調査

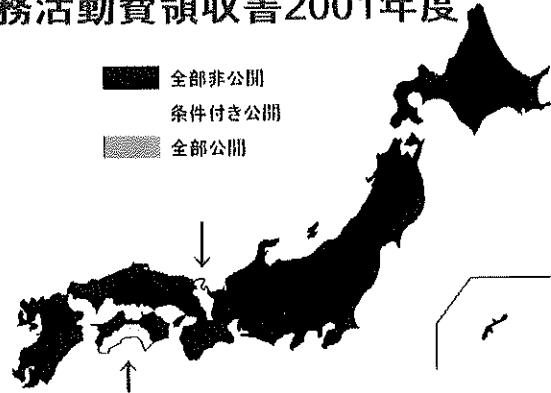
- 団体名のみ公開、団体も一部非公開
- 団体公開、個人一部非公開
- 病気見舞い以外公開
- 病気見舞いは一部非公開
- 全面公開



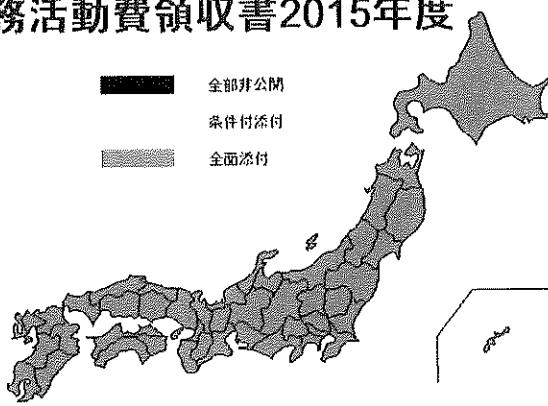
知事交際費開示度推移

出典：全国市民オンブズマン連絡会議
情報公開度ランキング

政務活動費領収書2001年度

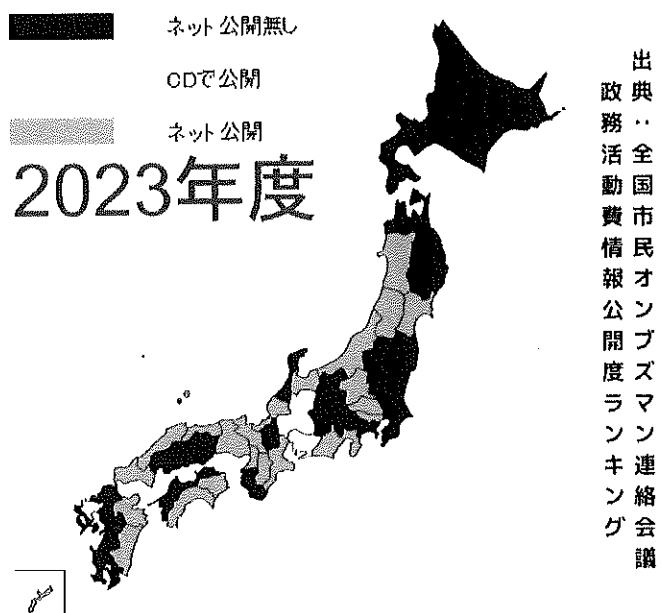


政務活動費領収書2015年度



都道府県議会政務活動費領収書添付推移

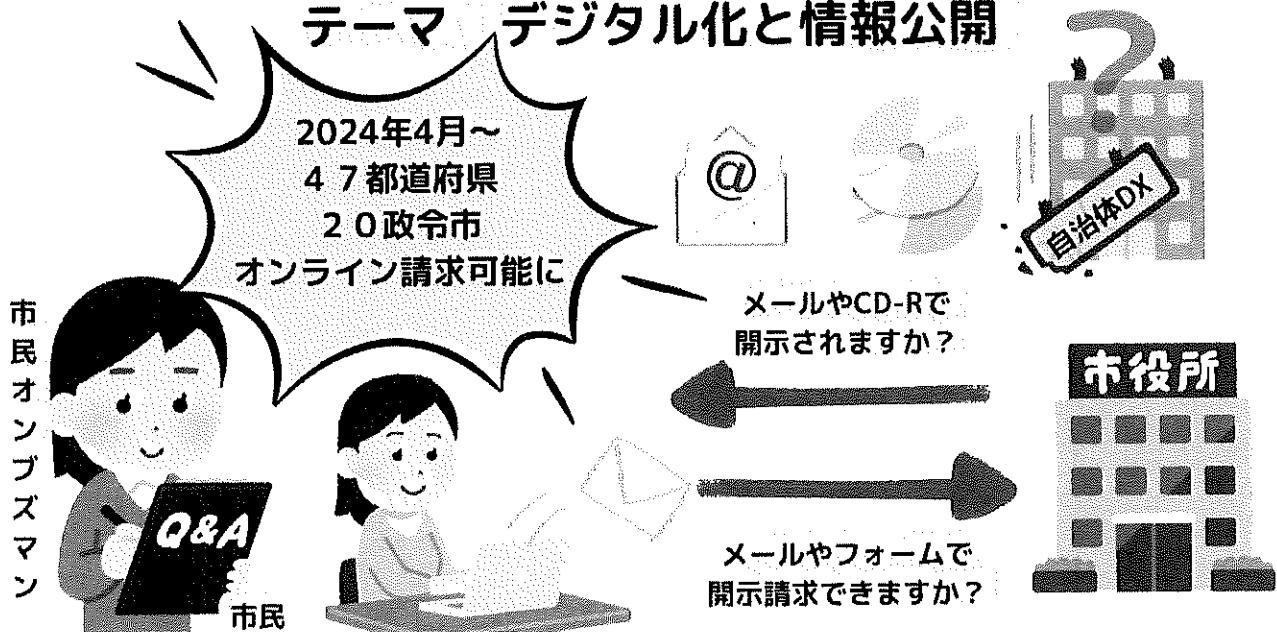
出典：全国市民オンブズマン連絡会議



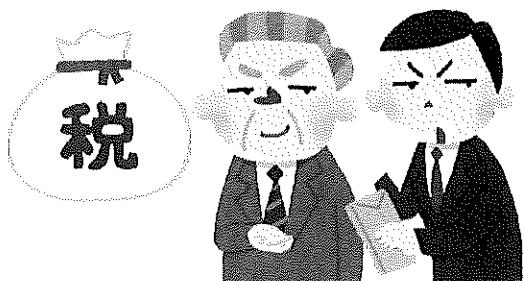
都道府県議会政務活動費領収書ネット公開推移

2023年9月 第30回全国市民オンブズマン仙台大会

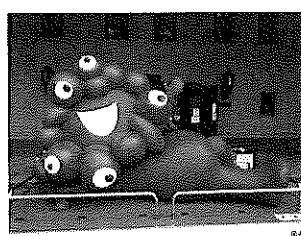
テーマ デジタル化と情報公開



2024年8月31日（土）9月1日（日）
第31回全国市民オンブズマン大阪大会



政治とカネ



大阪万博+IR

弁護士 大川隆司 略歴

1968年 弁護士登録

1994年 かながわ市民オンブズマンを結成、代表幹事

主な担当事件（情報公開関係）

1998年 横浜市土地開発公社不動産鑑定書開示請求

2001年 横浜市土地開発公社公有地取得目的情報開示請求

2001年 横浜市登録工事業者契約実績評点成績開示請求

2004年 「日米地位協定の考え方」開示請求

2008年 県議会改革検討会議議事録・配布資料開示請求

2009年 神奈川県議会議長・副議長海外視察訪問日程表開示請求

2010年 横浜市教科書調査員名簿開示請求

2011年 いすゞ臨特税訴訟意見書支払先氏名等開示請求

2014年 横浜市新市庁舎整備に伴う事業準備支援業務委託公募型プロポーザル提案書
開示請求

2016年 藤沢市情報公開方法限定処分取消請求

2018年 神奈川県教育委員会会議音声データ開示請求

2018年 横浜市原資庁舎街区等活用事業審査委員会会議録・配布資料開示請求

2019年 横浜カジノR F C参加登録申請者名開示請求

2020年 鎌倉市携帯電話中継基地局情報開示請求

2021年 湯河原町議会秘密会会議録開示請求

佐藤 満喜子の略歴

横浜市在住。出版社に3年勤務後、専業主婦として3人の子育ての傍ら、1981年から教科書問題、教育委員会について神奈川県・横浜市への情報公開の市民運動に取り組んでいる。

1981年12月 「教科書問題を考える横浜市民の会」結成に参加。教科書採択が密室で行われていることを知る。

1982年9月 同会から神奈川県教委と横浜市教委に、教科書採択過程の公開を求める「要請書」提出。後日の面会で、県教委の教科書選定審議会の委員名簿・選定資料が初めて公開された。横浜市教委は、面会はしたものゼロ回答だった。

1982年秋 メンバーだった自由人権協会理事の池谷栄一さんに誘われ、「情報公開法制定を求める市民運動」の学習会に参加し、情報公開制度を知る。施行後の公開範囲拡大に期待

1983年6月 4月から施行された神奈川県情報公開条例を活用して、当年度の採択関係情報を請求したところ、審議会委員の他に、専門調査員（現場教員による教科書調査員。覆面調査員として公開はタブーとされていた）の名簿も公開された。情報公開制度により、市民が行政に対して対等に情報請求できること、公開範囲も広がることを実感その後、川崎市・横浜市・小田原市等の教育委員会に教科書採択情報の公開請求を行う

1984年4月 川崎市教育委員会の採択関係情報の非公部分について初の異議申し立て。

1996年「知る権利・横浜の会」参加 1997年「かながわ市民オンブズマン」参加

1997年 横浜市の手数料問題で請求者側として廃止を求める意見陳述

2001年「かながわ市民オンブズマン」の神奈川県内「教育委員会会議の公開度調査」に参加。以後、都道府県・政令市の教育委員会に拡大して、数年おきに公開度調査実施。

教育委員会会議の録音公開請求、神奈川県教育委員会会議の録音非公開不服申し立て・訴訟等、教育委員会関係の情報公開を行う。

現在は、横浜市教委の<教科書採択関係情報は採択終了後まで全て非公開>とする方針撤廃を求めて交渉中。

-----情報公開制度について利用者として感じていること-----

*制度の意義を実感---「お願いして見せてもらう」と「権利として請求」の違い

*電磁データを紙媒体で受け取った時の虚しい体験---2015年ごろに、<市教委が教員に募集した教科書への意見の回収結果>を公開請求。ネットによる意見回収だったため、公開されたA3版50枚程度のコピー用紙は、罫線ばかりの紙が多く、意見が書かれた部分はごく僅かだった。しかも巻紙のように長く続く一覧（エクセル？）表を分割印刷しているため、記述部分がどの項目に対しての意見かは推測するしかなかった。今回の電磁データの紙媒体換算料金では、このような虚しいページの料金も発生するのではないか？

*教育委員会は情報公開の理解度が低い？---オンブズマンの教育委員会全国調査で、会議録作成のための録音は情報公開の対象ではないと回答している教育委員会があり、録音や意思決定過程の情報は、早々に処分してしまうなど、情報公開制度への認識不足が散見される。文書・部分ごとの判断をせず、丸ごと「非公開」とし、「一部公開」の努力をしないケースも多い。横浜市・川崎市・大阪市の教育委員会でさえこのようないい事例がある。

横浜市教育委員会
教育長 伯井美德様

2005年12月16日

要望書

知る権利・横浜の会
代表 森田 明

連絡先

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6階
協同法律事務所内 電話 045-201-6133
ファックス 045-201-6134

要望項目

次年度以降の「横浜市教科書採択の基本方針」策定にあたっては、「平成17年度横浜市教科書採択の基本方針第3項(5)開かれた採択の実施」中の「・・・採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。また、採択にかかる教育委員会の会議を行うにあたっては、公平性・客観性の保持と適切な審議環境の観点から、会議の公開・非公開を適切に判断する。」に該当する部分を以下のように修正し、趣旨および実績を適正に表現するよう要望します。

- 「・・・採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。」の文中から「採択終了後に」の文言を削除すること。
- 「会議の公開・非公開を適切に判断する」の文中から「非公開」の文言を削除すること。

要望理由

平成16年度の基本方針では「（5）開かれた採択の一層の推進」において、「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲において、採択に至る経緯や採択理由などを公開し、開かれた採択の一層の推進に努める」としていました。

これと比較すると17年度の基本方針では、採択に関する情報の公開を「採択終了後」に限定し、それ以前は「積極的に公開」はしないと読みます。

また、「会議の公開・非公開を適切に判断する」という言い方も、採択に関しては、教育委員会の会議が原則公開であるにもかかわらず、公開・非公開を同列において選択する、すなわち採択に関しては非公開の可能性が高くなるような表現と読みます。

当会では「開かれた採択の実施」という表題のもとで公開原則を後退させているような趣旨の記載が加わったため、2005年8月3日付けで貴職あてに「質問状」を提出し、「前年度の記載に比べて、情報公開を後退させる趣旨か、同じ趣旨か、あるいはより情報公開を進める趣旨か」を問い合わせました。その結果、2005年8月22日、貴職から「前年度と同様の趣旨で記載したものです。」との回答を得ました。また、実際の17年度採択の公開度については、情報公開、会議公開とも前年度から後退した事実はなく、むしろ貴教育委員会が昨年に増して幅広い市民に公開できるよう努めた事実もあり、市民として高く評価しています。

したがって横浜市における情報公開・会議公開の趣旨および貴教育委員会の採択公開の事実に照らして、「採択終了後」「（会議の公開・）非公開」の表現を挿入したことは誤解を招き、適切とはいえません。「採択終了後」「非公開」の文言を削除し、仮に「・・採択に関する情報を積極的に公開するなど、」「会議の公開を適切に判断する」と表現したとしても、採択終了後や非公開は可能ですし、公開度の変化にも対応することができます。

いっぽう採択終了以前の情報公開や、教育委員会会議以外の採択関係の会議公開については、横浜市の公開度以上の実績を持つ教育委員会がすでに数多く存在しており、今後は公開の流れが一層進むことが予想されます。採択方針の文中に、根拠のない「情報公開の時限性」や「会議非公開」を謳うことは、かえって今後の貴教育委員会の対応に足かせとなりかねません。

以上の理由から、次年度以降の採択方針には「採択終了後」「会議の非公開」の文言を挿入しないよう要望します。

以上

横浜市教育委員会
教育長 下田康晴 様

2024年4月3日

要望書

知る権利・横浜の会

代表 白鳥 学

連絡先

TEL 045-[REDACTED]

受理番号

3



私たち、知る権利・横浜の会は、1996（平成8）年の発足以来、横浜市の情報公開制度の改善や適正な運用を求めて活動しており、貴教育委員会に対しても、後述のように、教科書採択情報の公開等について要望を行ってきました。

貴教育委員会の「教科書採択基本方針」の「2 採択の基本原則」には、「(4) 開かれた採択の実施 基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」（下線筆者）と記されています。文中に「採択終了後に」の文言があるため、採択関連情報は、全て採択終了後まで全面「非公開」となっています。

この文言は、2005（平成17）年5月の教育委員会会議に議案提出された「教科書採択基本方針」案で初めて挿入され、挿入理由説明は無いまま原案どおり承認され、現在に至っています。しかし採択終了後に貴教育委員会が、ファイルに綴って閲覧公開している採択関連情報を見ると、採択終了前でも「公開」または「一部公開」が可能と思われる文書や部分が、多数見受けられます。また2005年当時から、情報公開や会議公開によって関連情報を採択終了前に公開している教育委員会が、県内だけでもすでに複数あり、近年はホームページを活用した採択終了前の公開も行われています。

当会では、2005年12月に「要望書」を提出し、挿入された2つの文言（「公開・非公開」と「採択終了後」）を「採択基本方針」から削除することを求めました（別紙資料参照・このうち、「公開・非公開」は翌年から削除されました）。しかし「採択終了後」の文言は、今年度まで掲載されています。期間を限るとはいえ、どんな採択関連情報の公開請求に対しても、全ての情報を一律に「非公開」と宣言するのは、情報公開制度及び条例の趣旨に照らして無理があります。

特に近年、全国で採択関連情報の公開実績が増加し、情報公開審査会答申や判決では、非公開から公開に転じた例も相次いでいます。審査請求や訴訟では、教育委員会側の非公開理由としてよく見受けれる「意見交換や意思決定に支障が生じるおそれ」については、抽象的な「おそれ」ではなく具体的な事実を示すよう求められます。したがって、他の教育委員会で採択期間中の公開実績がある情報も含めて、貴教育委員会

が全ての情報を非公開とする正当性を立証するのは、難しいと思われます。

については、不適切な文言を早急に削除し、情報公開の趣旨および実績を適正に反映した表現に修正するよう、再度要望します。

<要望項目>

- 1、「採択基本方針」の「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、・・・」の文中から「採択終了後に」の文言を削除すること

<要望理由>

2004年（平成16）年度の「採択基本方針」では、「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲において、採択に至る経緯や採択理由などを公開し、開かれた採択の一層の推進に努める」としていました。

これと比較すると2005（平成17）年度の基本方針では、採択に関する情報の公開を「採択終了後」に限定し、それ以前は「積極的に公開」はしないと読みます。

当会では「開かれた採択の実施」という表題のもとで公開原則を後退させているような趣旨の記載が加わったため、2005年8月3付けで、貴職あてに「質問状」を提出し、「前年度の記載に比べて、情報公開を後退させる趣旨か、同じ趣旨か、あるいはより情報公開を進める趣旨か」を聞きました。その結果、2005年8月22日、貴職から「前年度と同様の趣旨で記載したものです。」との回答を得ました。また、実際の17年度採択の公開度については、情報公開、会議公開とも前年度から後退した事実はなく、むしろ貴教育委員会が16年度に増して幅広い市民に公開できるよう努めた事実もあり、なぜ公開度を後退させる「採択終了後に」の文言を挿入したのかは、未だに不明です。

したがって横浜市における情報公開・会議公開の趣旨および貴教育委員会の採択公開の事実に照らして、「採択終了後」の表現を挿入したことは誤解を招き、適切とはいえません。「採択終了後」の文言を削除し、仮に「・・・採択に関する情報を積極的に公開するなど、「会議の公開を適切に判断する」と表現したとしても、採択終了後や非公開は可能ですし、公開度の変化にも対応することができます。

いっぽう採択終了以前の情報公開や、採択関係の会議公開については、横浜市以上の公開度実績を持つ教育委員会がすでに存在しており、インターネットの活用も含めて、今後は公開の流れが一層進むことが予想されます。

「採択基本方針」の文中に、根拠の無い「情報公開の時限性」を謳うことは、かえって今後の貴教育委員会の対応に足かせとなりかねません。

以上の理由から、次年度以降の採択方針には「採択終了後」の文言を挿入しないよう要望します。

以上

録音は情報公開の対象外ってホント？ かながわ市民オンブズマンの「教育委員会議調査」より抜粋

【質問10】 会議録のための録音の公開不可と理由】

質問10、会議録作成のための録音（電磁データ）は、情報公開請求できますか？

- A、請求できる（原則公開している・公開の可否は未定・事例がないので可否は不明）――都道府県33/47 政令市17/20 県内16/34
B、請求できない――都道府県14/47 政令市 3/20 県内18/34
C、他――O

＜会議録作成のための録音の公開請求不可の教育委員会一覧・不可の理由＞

教育委員会名	理由
青森県教育委員会	B不可 ---「B請求できない」の回答 ※---不可の理由 ★---当方が追加聞き取りした内容※録音データが無いため★録音は取つてない。職員のメモで発言者ごとに記載している
福島県教育委員会	B不可 ※非公開案件の情報も含まれるため★会議録が正式記録。電磁データに含まれるが、事例がない。
栃木県教育委員会	B不可 ※録音データを保有していない。★公文書として録音を扱っていない。
埼玉県教育委員会	B不可 ※録音は会議録作成の補助のために過ぎず、保存していない。★保有期間内の請求でも不可
千葉県教育委員会	B不可 ※情報公開条例において、文書作成の補助に用いるために一時的に作成した電磁的記録については、行政文書から除かれることとしているため
神奈川県教育委員会	B不可 ※A、Bいずれにも該当しない（理由：神奈川県情報公開条例第3条第1項第3号及び情報公開条例施行規則第2条第1号に基づき、行政文書から除外されているため）
愛知県教育委員会	B不可 ※情報公開条例上、開示の対象となる行政文書には当たらないため★情報公開解釈運用基準「一時的に作成した事務的記録について、組織共用するものに該当しない。
広島県教育委員会	B不可 ※情報公開条例第2条第2項★除外規則はないが、「組織的に作成」ではないので適用外と解釈
徳島県教育委員会	B不可 ※情報公開請求の対象となる「公文書」から除外されている（条例2条3文書きまたは図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの、施行規則3条2会議録その他これに類する文書を作成するため音声を記録した録音データその他これに類する電磁的記録）
香川県教育委員会	B不可 ※「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施期間が保有しているもの」に該当しないと考えられるため、基本的には情報公開の対象外である
高知県教育委員会	B不可 ※録音データは会議録担当の確認認用に利用するもので、公文書の取扱としていため
佐賀県教育委員会	B不可 ※公開の手引き（運用基準）で当県が定める公文書にあたらないため
大分県教育委員会	B不可 ※情報公開条例2条21項3号に該当。除外条文あり「文書または図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」
鹿児島県教育委員会	B不可 ※会議録（作成後は廃棄★県学事法制課によれば、会議録のための録音データは公文書として公開請求対象との判断

浜松市教育委員会	B不可 ※情報公開条例第7条(5)の非公開案件(審議、検討等に関する情報)に相当することにより、公にすることにより、率直な意見の公開もしくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあるため
名古屋市教育委員会	B不可 ※事務局職員が会議録作成の補助手段として職員が個人の段階で取得したメモ代わりといふ性質のもので、組織的に使用・管理しているものではなく、行政文書にあたらぬため、請求の対象外となります★除外規定はない←条例2条行政文書「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう」
福岡市教育委員会	B不可 ※公文書として不存在のため
茅ヶ崎市教育委員会	B不可 ※情報公開条例施行規則第2条により
大和市教育委員会	B不可 ※会議録作成のための一時的かつ補助的なもので、組織共用文書でないため
海老名市教育委員会	B不可 ※情報公開条例第2条第1項第2号イに該当。会議録作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であることから行政文書に該当せず、会議録作成後に当該データは削除していくため
綾瀬市教育委員会	B不可 ※会議録作成後、データは廃棄し、保存していなかっため★18年調査時は可
平塚市教育委員会	B不可 ※情報公開条例第2条及び同施行規則第2条により
伊勢原市教育委員会	B不可 ※会議録作成後、消去しているため
南足柄市教育委員会	B不可 ※情報公開条例第2条第1号ウ及び 同施行規則第3条1号の規定による
小田原市教育委員会	B不可 ※正式な会議録ができるまでの補助的なものであるため
寒川町教育委員会	B不可 ※会議録を作成のための過程であり、公文書として保存していないため
大磯町教育委員会	B不可 ※情報公開条例施行規則第2条に規定
中井町教育委員会	B不可 ※情報公開条例施行規則で公開不可と定めている
松田町教育委員会	B不可 ※会議録が正規文書ではないため公開請求できない
箱根町教育委員会	B不可 ※会議録作成のために一時的に行つたものであり、保存の対象となる行政文書ではなく、公開請求の対象としていないため。なお、会議録の内容を各委員が確認し、署名したあと消去している。
真鶴町教育委員会	B不可
湯河原町教育委員会	B不可 ※情報公開条例及び同条例解釈・運用基準に基づくため
愛川町教育委員会	B不可 ※情報公開運用基準により、会議記録を作成するための電磁的記録については、請求対象から除外とされているため
清川村教育委員会	B不可 ※会議記録作成後に録音データを消去するため

※大阪市教委の認識不足を指摘 大阪市教委はこの調査では録音公開と回答。ところが2021年7月に請求された会議録・録音等についてでは、不存在を理由に非公開としたため、情報公開審査会はこれを取り消すよう求めました。その際、審査会から「(市教委は)最終的に公表されるもののみが『議事録』と捉えているようですが、『議事録』を作成するたために録音された『音声データ』や作成途中の『議事録』についても、それらが組織的に用いられていれば、公開の対象となることを申し添えておく。」との意見を付けられました。

大阪市教育委員会の例

*令和3年7月8日 公開請求。対象は、大阪市教育委員会議に関する各種協議題に「関するすべての資料及び協議の記録」及び「令和3年第1回から第10回委員会議の議事録」。

*令和5年12月26日大阪市教委は、関係者間で調整途中のため不存在として非公開を決定。

*不服審査請求への大阪市情報公開審査会の結論 「大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和3年7月26日付け大市教 委第1700号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は取り消されるべきである。その上で、審議の中で存在が明らかとなつた「録音データ」、「非公開部分も含んだ会議録」（会議録については請求当時のものが上書き等されている場合 には完成版を特定するのが適当と考える。）及び本件請求時点において公文書として保管されていた議事の記録等を探索しそれらについても対象文書として特定の上で、公開、非公開等の決定をすべきである。」

*さらに審査会は、「審査庁（大阪市教委）は、最終的に公表されるもののみが「議事録」と捉えているようであるが、「議事録」を作成するために録音された「音声データ」や作成途中の「議事録」についても、それらが組織的に用いられていれば、公開の対象となることを申し添えておく。」と答申の末尾で意見を付けた。

三木 由希子

NPO 法人情報公開クリアリングハウス理事長、専修大学客員教授

1996年より情報公開法を求める市民運動スタッフ、1999年の改組によりNPO 法人情報公開クリアリングハウス設立から室長・理事、2007年から理事、2011年から理事長。2016年度から専修大学兼任講師、2023年度から客員教授。

【情報公開訴訟歴】

- ・ 大学入試得点等本人開示訴訟
- ・ 司法制度改革推進本部検討会会議録音物情報公開訴訟
- ・ 法務省司法試験委員会会議録音物情報公開訴訟
- ・ 財務省昭和財政史引用文書情報公開訴訟
- ・ 沖縄返還密約文書情報公開訴訟
- ・ 秘密保全法制検討チーム情報公開訴訟
- ・ 外務省イラク戦争検証報告書情報公開訴訟
- ・ 日米合同委員会議事録情報公開訴訟
- ・ 警察庁秘密個人情報ファイル簿情報公開訴訟
- ・ 森友学園交渉記録情報公開訴訟
- ・ 新型コロナ専門家会議議事録情報公開訴訟

【公職歴】

1997年	東京都における情報公開制度の在り方に関する懇談会構成員 (至 1998年)
2001年	国立市情報公開・個人情報保護運営審議会委員 (至 2013年、 2012-2013年は会長)
2003年	長野県情報公開審査会、個人情報保護審査会委員 (至 2007年)
2007年	四街道市市民参加推進評価委員会委員 (至 2013年)
2010年	内閣府行政透明化検討チーム構成員
2010年	消費者委員会公益通報者保護制度専門調査会委員 (至 2011年)
2010年	消費者委員会個人情報保護専門調査会委員 (至 2011年)
2013年	千葉県八千代市情報公開審査会、個人情報保護審査会委員 (2020年から会長、条例改正による改組で現在は情報公開・個人情報保護審査会)
2019年	八千代市個人情報保護審議会委員 (会長代理)
2016年	町田市行政不服審査会委員 (条例改正により改組)
2022年	町田市情報公開・個人情報保護審査会委員

2024年4月21日
情報公開クリアリングハウス／三木

手数料・実費をめぐる議論

1 東京都の場合

(1) 公文書開示条例（1985年施行）

- 開示手数料を徴収（文書・図画・写真の場合）

手数料区分	単位	金額
閲覧	1件名（簿冊に当たっては1冊）	200円
写し	1枚（B5）	20円
	1枚（A4）	25円
	1枚（B4）	40円
	1枚（A3）	50円

※ただし写しの交付のみの場合も、閲覧費用を加えた額を支払う

(2) 情報公開条例（2000年施行）

- 東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会提言
 - 手数料の廃止ではなく引き下げ
 - 濫用防止の観点から手数料から実費徴収に転換できず
 - 電磁的録については規定に含める
- 開示手数料の額

種類	方法	単位
文書・図画・写真	閲覧	1枚につき10円（1件名につき100円を限度）
	写し（白黒）	閲覧手数料に加えて1枚10円
	写し（カラー）	閲覧手数料に加えて1枚100円
電磁的記録	視聴	1件名につき100円（フロッピーディスク（FD）1枚につき300円を限度）
	閲覧（印刷したもの）	1枚につき10円（1件名につき100円を限度）
	写し（FDに複写）	視聴手数料に加えてFD1枚につき100円
	写し（印刷）	文書等の閲覧手数料に加えて1枚につき20円

(3) 改正情報公開条例（2017年施行）

- ・ 「手数料」との位置づけは変わらないが、写しの交付のみ徴収する改正
- ・ ただし、請求者が開示に応じない場合の規定を入れる

（開示手数料）

第十七条 実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）が前条第一項の規定により公文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

2 実施機関が公文書の開示をするため、第十一条第一項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から十四日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が公文書の開示を写しの交付の方法により行うことを探めていたときは、別表に定める開示手数料を徴収する。

3 知事及び公営企業管理者は、実施機関が開示決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にするべきであると判断するときは、当該公文書の開示に係る開示手数料を免除する。

(4) 公文書情報提供サービス

- ・ 東京都が開始した情報公開請求に準じた手続で情報提供を行うもの
<https://kobunsyo-johkokai.metro.tokyo.jp/disclosure/html/PU101S12.html>
 - ✧ 1件の公文書の情報提供依頼が可能
 - ✧ 「○○に関するすべての文書」などの請求はできない（具体的な内容特定が必要）
 - ✧ 依頼中に同一課に新たな提供依頼ができない
 - ✧ 電子データのオンライン提供のみ対応で無料
 - ✧ 1回の依頼につき1ファイル50MB以内
 - ✧ 不開示情報を含む場合も部分開示で対応するが、審査請求・訴訟はできない（不開示に不服がある場合は新ためて情報公開請求をする必要がある）

2 国の場合

(1) 情報公開法施行令（施行後）

- ・ 開示請求手数料と開示実施手数料の徴収
- ・ 開示請求手数料（1請求につき300円、オンライン請求の場合200円）は、開示実施手数料300円（200円）までは相殺

- 開示実施手数料
 - ✧ 文書・図画の場合
 - ・ 閲覧のみによる開示の実施 100枚までごとにつき 100円
 - ・ 複写機による複写 1枚につき 20円（白黒のみ）
 - ✧ 電磁的記録の場合
 - ・ 用紙に出力して閲覧 100枚までごとに 200円
 - ・ 専用機器により再生したものの閲覧 0.5MBごとにつき 550円
 - ・ 用紙に出力したもの交付 1枚につき 20円
 - ・ FDに複写したものの交付 1枚につき 80円に 0.5MBまでごとに 220円
 - ・ CD-Rに複写したものの交付 1枚につき 200円に 0.5MBごとに 220円

(2) 情報公開法施行令（2005年改正）

- 開示実施手数料の減額
 - ✧ 文書・図画の場合
 - ・ 閲覧のみによる開示の実施 100枚までごとにつき 100円
 - ・ 複写機による複写 白黒1枚につき 10円、カラー1枚 20円
 - ・ PDFにして CD-Rに複写したものの交付 1枚 100円に 1枚ごとに 10円
 - ・ PDFにして DVDに複写したものの交付 1枚 200円に 1枚ごとに 10円
 - ・ オンラインによる方法 1枚 10円
 - ✧ 電磁的記録の場合
 - ・ 用紙に出力して閲覧 100枚までごとに 200円
 - ・ 専用機器により再生したものの閲覧 1ファイルにつき 410円
 - ・ 用紙に出力したものの交付 白黒1枚 10円 カラー1枚 20円
 - ・ CD-Rに複写したものの交付 1枚につき 100円に 1ファイルごとに 210円
 - ・ DVDに複写したものの交付 1枚につき 120円に 1ファイルごとに 210円

3 情報公開請求における「実費」「手数料」

- 通常「実費」というと写しの交付に係る実費（コピ一代）で使用
- 「コピ一代」として市場価格が明確なハードコピーに対し、電子ファイルについては一般的な相場がないため、「実費」はハード（CD-Rなど）なものに対する価格として設定されてきた経緯
- 少額の場合、「実費」の徴収コストの方が徴収できる実費を上回る
→電子メールやオンラインシステムでの送付が実費徴収より低コスト
→一方で、濫用的請求への警戒感はある（濫用規定の整備など）
- 「手数料」とした場合も、日本においては実費とあまり変わらない設定が多い
- ただし、電子ファイルについては「手数料」とした場合に、何を基準にするのかが問題に（国は施行令を改正したが結果的にうまくいっていない）

4 情報公開請求で生じる「コスト」をどう考えるか

- 特定の人たちが使っている制度という印象が一般的にはある
- 現実には商業的請求が非常に多い（国では8割以上、自治体でも公共事業関係の請求が多い傾向で、これも大半が商業的請求）
- 「市民」からの請求では、大量請求・濫用的請求が現実に存在するという問題（情報公開制度の問題ではなく、行政との間の問題・トラブルなどの結果として情報公開請求を繰り返す問題が大半）
- 何を基準にコストの問題を考えるのかという点は、課題としてある

弁護士森田明の略歴 (座談会資料 森田①)

1982年4月 弁護士登録

2004年4月 神奈川大学法科大学院教授（～2011年9月）

(所属した団体)

1980年 情報公開法を求める市民運動

1996年 知る権利・横浜の会（設立時の代表）

1997年 かながわ市民オンブズマン（設立時の事務局長）

1999年 NPO法人情報公開クリアリングハウス（2006年から2011年理事長）

2000年ころ 日弁連情報問題対策委員会（2002年から2004年委員長）

(国・地方公共団体関係 主なもの)

2000年 逗子市情報公開審査委員、同個人情報保護委員（～2011年）

2004年 神奈川県個人情報保護審査会委員（～2011年）

2011年 内閣府（現総務省）情報公開・個人情報保護審査会常勤委員（～2014年）

2016年 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員（～2024）

2016年 逗子市個人情報保護運営審議会委員（～現在）

他に、葉山町、寒川町、神奈川県後期高齢者医療広域連合の審査会あるいは審議会委員

(主な著書・論文等)

『情報公開活用実践マニュアル』知る権利・横浜の会編、明石書店（2000年）

『論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例』日本評論社（2016年）単著

『市民がつなぐ情報公開のこれまで、これから』情報公開クリアリングハウス編（2019年）

『行政不服審査法の実務と書式〔第2版〕』民事法研究会（2020年）共著

「情報公開を巡る国家賠償事件のケース検討」神奈川法学41巻1号（2008年）

「情報公開争訟をめぐる制度と理論－紛争からの法整備」法学セミナー767号（2018年）

「地方公共団体における情報公開不服申立てを巡る問題点」専門実務研究14号（2020年）

横浜市の情報公開開示手数料問題の背景 (座談会資料 森田②)

(かながわ市民オンブズマン広報誌に投稿した記事の要点、下線は森田による)

○今般の手数料問題

→背景には横浜市の長年にわたる「手数料徴収へのこだわり」が

○情報公開条例成立経過での議論

※「横浜市情報問題研究会」の報告書「横浜市の情報公開に関する提言」(1984年7月)

「(6) 費用の負担」(31頁) → 実費は請求者の負担、それ以外の「閲覧にかかる費用」については、「特定の利用者のためにする事務に関する経費」については受益者負担の観点から徴収すべきであるとする意見、市民のみ無料とすべきとする意見、無料とする意見があつたとする。まとめとして、「閲覧にかかる費用は制度の実施に伴う必然的な経費として市が負担することになることもやむを得ないとする意見が多かった」としつつ、有料とする見解も踏まえてさらに検討すると。

※この当時、神奈川県をはじめ、情報公開条例を制定した県内自治体はすべて閲覧手数料を無料としていたが、横浜市ではこれにつき利用者に負担を課そうとする議論をしている。なお、コピー代や送料など、利用者の受益に対応する費用を実費として徴収することは他の自治体でも横浜市でも異論はない。

※1987年12月に制定された横浜市公文書公開条例では、実費とは別に閲覧手数料として1件300円を徴収することに (条例20条、別表)。

その後、東京都など一部の自治体が閲覧手数料を有料とし、1999年5月に制定された情報公開法においても閲覧手数料に相当する請求手数料が有料化された。しかし地方自治体の大多数は、閲覧手数料無料を維持。

「知る権利・横浜の会」の1996年6月5日付質問状への同月28日付回答の中で横浜市市民局市民情報室長は閲覧手数料300円の根拠について、「公文書の閲覧に対する事務が特定の人に対するものであり、受益者負担の観点から、これを徴収することとしております。」と回答。

○横浜市の新条例制定で「奇跡の大逆転!?

※1997年5月、情報公開法制定が具体化する中で横浜市も条例改正の論議を始める。

同年11月11日には、かながわ市民オンブズマンと「知る権利・横浜の会」から合計7名が意見陳述を行い、多くの人が閲覧手数料の廃止を訴えた。

※1999年3月、市の審査会の「横浜市の公文書公開制度のあり方について～新たな情報公開制度の確立に向けて～(答申)」では、手数料については、「費用負担の公平性の観点から、閲覧にかかる費用は有料とするが、情報公開制度をより広く利用しやすい制度とするため、

現行の1件300円を減額すべき」とし、基本的に閲覧手数料を継続するとした。

「知る権利・横浜の会」は、1999年10月7日付申し入れ書でも閲覧手数料の無料化を求めた。

※手数料廃止への方向転換は難しいかに思えたが、2000年に制定された横浜市情報公開条例（新条例）では、閲覧手数料は廃止、実費も引き下げ（コピー代は30円→10円へ）に。

その背景として、条例案審議入り直前に、市会の多数派である、自民、民主、公明の3会派から「閲覧手数料撤廃も視野に入れての検討を求める」旨の要望書が提出されていた。

そもそも横浜市が他の自治体と異なり、情報公開制度の運営にかかるコストを閲覧手数料として利用者に負担させることにこだわってきたのはなぜか、そしてどうしてここで閲覧手数料無料化に踏み切ったのかは謎。

○以上の経緯からみた今般の改正の問題点

横浜市は、かつて、閲覧手数料徴収の理由として「実費以外の、文書の検索、一部不開示のため墨塗りする手間等制度運用のための費用は特定人のためにかかるコストであるから」としていたが、このような意味での閲覧手数料は徴収しないこととするという方針、つまり実費以外の費用はとらないという方針が、2000年の新条例（現行条例）制定時に明らかにされ、決着がつけられた。

しかし、この度の条例改正で、制度運用のコストを、電磁的記録についていわば2重に費用をカウントする（媒体代に加えて実際には交付しない、つまり実費とは言えない想像上のコピー代を加算する）ことになった。

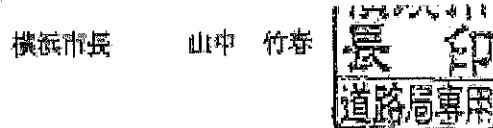
これは閲覧手数料の廃止という形で葬り去られたはずの「制度運用のコストの利用者への負担の強要」を実質的に復活させるものであるという点で極めて不当。また、実費は利用者の受けたメリットに対応する分の支払いであるはずなのに、受け取っていないコピーの代金を支払わせるというのは実費の概念を逸脱するもの。

さらに言えば、「特定人が情報を得る以上その対価は支払うのが公平」という固定観念にとらわれ、情報の活用のためにデジタル化による情報流通を促進させることについての認識を欠いている。

なお、濫用的請求の抑止も意図しているのかもしれないが、閲覧手数料を高額にするのになればそのような効果は期待できないし、例外的な請求（請求者）への対処のために請求者一般の負担を増やして請求のハードルを高くするということからも筋違い。

横浜市の新しい手数料が適用された例 (座談会資料 森田③)

開示手数料として、電磁的記録で受け取る場合、記録媒体費用 70 円に加えて、実際にはコピーを受け取らないにもかかわらず、写しの交付分 6570 円を請求されている。メールで送付して開示できる場合には記録媒体費用もかかりないが、写しの交付分は請求される。メールで無料で開示するのは誇ってよい制度と思うが、そうはしたくないようである。



令和 5 年 5 月 15 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

I 開示請求に係る行政文書	別紙一覧表のとおり
2 開示の日時及び場所	日 時 令和 5 年 7 月 20 日 午後 2 時 00 分 場 所 横浜市役所 9 F 市民情報センター
3 開示の実施方法	閲覧
4 不開示とする部分の概要	別紙一覧表のとおり
5 不開示とする根拠規定	別紙一覧表のとおり
6 根據規定を適用する理由	別紙一覧表のとおり
7 抱 当 課	道路局横浜現状道路調整課 電話 (045) 871-3522
8 備 考	その他対応可能な開示の実施方法 (1) 開示の実施の日時 ・令和 5 年 7 月 18 日 9 時 30 分 ・令和 5 年 8 月 2 日 9 時 30 分 (2) 手数料 記録媒体を希望する場合 (A4 白黒の場合) 郵送 : 開示手数料 7,480 円 (写しの交付分 6,570 円、送料 910 円) 来所 : 開示手数料 6,570 円 記録的記録を希望する場合 郵送 : 開示手数料 6,760 円 (写しの交付分 6,570 円、記録媒体費用 70 円、送料 120 円) 来所 : 開示手数料 6,640 円 (写しの交付分 6,570 円、記録媒体費用 70 円) 電子情報処理組織 : 開示手数料 6,570 円 ※ 写しの送付の方法による場合、対象文書の準備に 7 日を要します。

国の審査会の運用状況 (座談会資料 森田④)

○「情報公開・個人情報保護審査会の活動概況」(同審査会事務局) より

(情報公開・個人情報保護合計、かつ行政機関・独立行政法人合計の数)

	平成 26 年 (2014 年) 度	令和 4 年 (2022 年) 度
諮問件数	1140 件	1319 件
答申件数	916 件	1139 件
諮問庁の判断の全部または一部を妥当でないとしたもの	295 件 (32.2%)	300 件 (26.3%)
全部を妥当としたもの	621 件 (67.8%)	840 件 (73.7%)
平均処理期間/平均審議回数/ 最長期間の事案の所要日数	316.5 日/2.7 回/ 1401 日	321.1 日/2.5 回/ 1428 日
所要日数分布	約 2 分の 1 が 9 月以内 約 3 分の 2 が 12 月以内	約 2 分の 1 が 9 月以内 約 4 分の 3 が 400 日以内
部会開催回数 (各部会の回数)	5 部会合計 160 回 (30 回から 34 回)	5 部会合計 148 回 (26 回から 35 回)
不服申立人等の意見陳述 諮問庁の口頭説明	0 件 10 件	0 件 0 件
・付言について 理由提示に問題ありとしたもの 諮問の遅れに関するもの	23 件 (違法取消 6 件) 申立後 5 年 9 月、2 年 2 月のものあり	81 件 (違法取消 7 件) 申立後 15 年以上のものあ り

※平成 26 年度は森田が同審査会に在籍した最後の年

○各部会の構成

委員 部会長 (常勤委員) 1、委員 (非常勤) 2

部会付き職員 審査官 1、専門官 4 から 5 (分野別に担当が決まっている)

部会の開催は月 3 回、1 回は 3 から 4 時間で 10 数件を審議

※なお職員は他に事務局長以下 10 名程度おり (総務係、調整係、秘書)、委員も含め全

体では 50 名程度の組織

○地方自治体の審査会との比較

5 部会制、部会の開催回数も多い、常勤委員を部会長とすることで、事前準備が充実

申立順にこだわらず、審議入りの順は柔軟 (早く答申できるもの、すべきものは先

行)、部会長・審査官が全体の進行方針を考える

いわゆる濫用的請求についての考え方（試論） （座談会資料 森田⑤）

○国・地方自治体にとって長年の懸案

「審査会交流フォーラム」（国・自治体の審査会委員・事務局の交流会議）では毎年話題になるが、ボヤキの繰り返しに留まる

濫用的請求を禁ずる条例改正、濫用的請求として開示拒否した例・それを是認した答申も重ねられているが全体的な解決につながらず

○これまでの地方自治体の対応の問題点

・基本的な考え方

原因、対処法が様々なものを「濫用的請求」として一括して対処法を考えようとする

手間、費用がかかるなどをさける傾向→解決しないためかえって負担が増える

行政側には落ち度がないという前提で対処している

個々の請求者に対応すべきなのに、制度（濫用禁止規定、手数料）で対処しようとする組織的な対応をしないため担当職員個人に負担がかかり、請求者をエスカレートさせる情報公開制度を健全に確立させる意欲の欠如→行政側のためのその場しのぎの議論に

・対処の仕方として

一括するのは実態にそぐわない。タイプ別に具体的な対処法を考えるべき

こじれた場合、上司を含め、複数者が対応すべき。適宜弁護士等第三者的な者も入ったチームで対応

○「濫用」といわれるもののタイプと対応

① 利益誘導型・意図的な業務妨害型 →警察への通告も含め毅然とした対応を

② クレーマー型 本来的には情報公開制度の問題ではない。一般的なクレーマー対応の発想が必要

ア 請求者がメンタル上問題のあるケース

イ 行政側に問題があるわけではないのに問題だとしてエスカレートしていくケース

ウ 行政側の対応に問題がありそれがこじれてしまうの

③ 行き違い型 請求者に悪意はないが結果的に不当な制度利用になっているもの。第三者も含めた話し合いにより解決する可能性もある

④ 正当な公開請求が多数になるために行政からすると濫用とみられるもの ③との区分けが必要で、そのためには第三者が関与する必要

（参考）逗子市の情報公開審査委員、個人情報保護委員（「オンブズマン型救済制度」）

3名の弁護士からなる、毎週半日市役所にて執務、給料制、基本的に独任制

行審法とは別の救済手続き、30日以内に判断、書面提出経ずにヒアリング

行政不服審査法改正に伴う「審査庁での意見陳述」と「審査会での意見陳述」について
(座談会資料 森田⑥)

「地方公共団体における情報公開不服申立てを巡る問題点」専門実務研究 14 号(2020 年)
より整理・要約して引用（原文は神奈川県弁護士会のウェブサイトに掲載）

○行審法改正の影響

平成 26 年に改正された行審法では、行政不服審査会を設置しそこに諮問する仕組みを導入した（同法 43 条、67～79 条）が、その後の議論で不服審査会に諮問する前に審理員による審理を行うこととされた（同法 9 条 1 項、28～42 条）。

しかし、情報公開・個人情報保護の分野についてはその審査手続きの特殊性（インカムラ審査等）と、審査会制度が先行して導入されていた経緯から、これまで通り情報公開等審査会により実質的な審査がされることが想定されていた。国については審理員審理が除外され（情報公開法 18 条）、従来通り総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされた。

地方公共団体でも、おそらく従来通り情報公開等審査会（あるいは行政不服審査会に情報公開等審査会の機能を持たせた審査会）に諮問してそこで実質的な審査をすることが想定されて、審理員審理については、これを条例で除外できるものとした（行審法 9 条 1 項ただし書）。しかし同条 3 項では、審理員審理を除外した場合、審査庁による審理員に準ずる手続きが必要とされていることから、運用上混乱ないし不明確な点が生じている。

⇒二つの審理の関係をどう考えるかが不明であり、形式上は審査庁による審理（意見陳述を含む）を審査会への諮問に先行して行うべきだが、審査庁はそれを行なわない傾向。

（なお、二重の審理をすることについてはプラスマイナス両面ある）

○川崎市の取り扱い

審査請求をすると次の書面が送られてくる。

「弁明書の送付及び反論書等の提出について」

⇒「行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定において読み替えて適用する」各規定に基づき弁明書を送付し、提出時期を示して反論書及び証拠書類等の提出を促すもの

「参考」

⇒行政不服審査法の抜粋（同法 9 条 3 項の読み替えを反映したもの）と「情報公開制度に係る審査請求手続の流れ」（①として審査庁の段階、②として審査会の段階に分けて図示している。）を添付。

「口頭意見陳述に関する意向について」

⇒行政不服審査法第 9 条第 3 項により読み替えて適用する法第 31 条に定める口頭意見陳述については次のとおりです。」とし、1 として、口頭意見陳述の希望の有無を尋ね、2 として候補日を挙げて出席可能な日を回答させ、3 で補佐人の制度を説明

して補佐人帯同を希望するかを尋ね、4で法31条5項の処分庁への質問について「差し支えなければ、事前に質問内容を書面でご提出いただけますでしょうか。」と尋ねている。(別紙1として「補佐人帯同許可申請書」、同2として「口頭意見陳述の際の質問事項について」という様式が添付されている。)

さらに次のような口頭意見陳述についての説明文が記載されている。

【口頭意見陳述に関する注意事項】

本意向確認書により、確認しているのは、審査庁が主催する口頭意見陳述の開催希望になります。こちらは処分担当部署に直接質問をする機会であり、本審査請求について判断する者に意見を聴いてもらう場ではありません。

情報公開に関する審査請求の実質審理は、審査庁が川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したのち、審査会で行いますが、審査会においても、口頭意見陳述の開催を希望していただくことが可能です。(意向確認は諮問後に審査会事務局が行います。) こちらは、本審査請求について判断する者に直接意見を聴いてもらう機会であり、処分担当部署の職員は同席いたしません。

口頭意見陳述の開催を希望される場合は、どのような理由で開催を希望されるのかをお考えいただき、適切な場をお選びください。

行政文書デジタル化の恩恵を市民に！ 逆行する横浜市の惨状

行政文書のデジタル化が進んでいる。国は、2018年「公文書管理の適正の確保のための取組について」(閣僚会議決定)で、行政文書の管理につき可及的速やかに電子的管理に移行することを決めた。行政文書を電子媒体で管理することにより、公文書の所在不明や廃棄、改ざんを制御するとともに業務を効率化する狙いである。2022年度からは原則、新規に作成・取得するすべての公文書につき、デジタル文書を「正本」として保存することとされている。

横浜市も、「紙文書を基本とした文書事務から電子文書を基本にした文書事務に転換することにより、紙の使用を抑制し、文書事務を効率化するとともに、DX(デジタルと変革をかけあわせた造語)に向けた行政運営に資するため、行政文書の電子データとしての活用を推進し、文書管理体制の更なる適正化を図る」取組みを掲げている。

行政文書のデジタル化により、情報の検索、複製も容易になる。情報公開請求を受ける行政機関のコストは大幅に削減される。情報技術の発展により、市民が行政の保有する情報を入手しやすい環境が整ってきたのであるから、本来であれば、情報公開請求をする市民もその恩恵を受けるはずである。にもかかわらず、横浜市で、これに逆行する事態が生じている。(小沢)

電子データを「1ページ」でカウント？ 横浜市の驚きの条例改正

小林 真理

横浜市会は、2022年12月23日、情報公開の開示請求に対し、電子データを交付する際の手数料を大幅に値上げする条例改正案(※1)を可決した。

これにより、これまで記録メディア代だけで済んでいた電子データの交付手数料が、ワードやPDFのように【ページ概念がある】ものは、1ページ10円。エクセルのように【ページ概念がない】ものは、1ファイル210円と跳ね上がることとなった。(+メディア代)

答申(※2)によれば、「従量制を導入」したのだそうだが、電子データにアナログそのもののページ概念をあてはめることの「どこが従量制？？」と思ってしまう。電子データは、容量(バイト)で計るのが普通ではないのか。100歩譲って手数料を取るにしても、ページ数に関係なく、例えば1GB(ギガバイト)ごとに〇〇円とするのが従量制というものであろう。

ちなみに、アメリカの情報公開法(※3)は1996年には電子対応し、開示請求される前に各行政機関が情報を提供することを基本とした上で、さらに

(a)(4)(A)(iv)(II)

(次の場合には、いかなる行政機関も本条に基づき手数料を課すことができない。)

(情報)探索の初めの2時間、若しくは複写の初めの100頁。

と定めた。非営利を目的とした開示請求や報道機関に対する手数料の優遇措置もある。

こうしてみると、横浜市の今回の決定は、なんとも恥ずかしい「愚行」で、民主主義を「後退」させるものである。

ここで、議案に対する賛否を見てみよう。

賛成：自由民主党・無所属の会（34 人）

立憲民主党（19 人）

公明党（16 人）

民主フォーラム（3 人）

無所属クラブ（1 人）

無所属（1 人）

反対：日本共産党（9 人）

無所属クラブ（1 人）

まだまだ、請求しなければ出てこない情報の多い横浜。その筆頭は、毎月議員1人あたり 55 万円も支給される政務活動費の内訳であろう（※4）。その領収書のインターネット公開を求めれば、今度は賛否が反転するに違いない。

徴収されることになった手数料は、一般財源になるという。議員や職員の報酬だけでなく、情報公開・公文書管理等にも有効活用されるよう、引き続き注視してゆく。

※1 市第 64 号議案「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正」

※2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会：横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正について（答申）

※3 アメリカ、電子情報自由法改正法制定(Electronic Freedom of Information Act Amendments of 1996) EFOIA

※4 領収書写しの閲覧には情報公開請求手続を要しないとされ（現在は議会局で職員立会、2024年7月からは市会図書館に配架）、機材・電源等を持ち込めば複写できるとされてはいるが現実的でない。閲覧用領収書写し作成時にPDF化も容易にできると思われるが、PDFにしてあっても改正条例では情報公開請求で交付を受けると1ページ10円、1年度分の領収書で20数万円かかる。

横浜市の条例改正に 抗議しよう

電子データの写しの交付でも「1頁10円」の手数料を徴収するとした情報公開条例改正（個人情報保護条例の自己情報開示手数料も同じ）は、極めて不合理であり、市民に過大な負担を負わせ、情報公開条例の趣旨や目的に反するものです。

(1) 「市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進」し、「日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させる」には、市民の知る権利が尊重され、市民が市政に関する情報を得ることが不可欠（条例前文）であるところ、市の保有する情報は膨大であり、一つの事業全体につき把握するためには数千頁数万頁に及ぶ行政文書の入手が必要となることがあります。

(2) 一方、こんにちでは行政文書の大半は電子データとして保存されるようになっており、Word や PDF 等の電子データとして保存されている行政文

書を光ディスク等の記録媒体へ複写して交付することは、飛躍的に低コスト(複写作業の労力・時間の低減、記録媒体の廉価化)で行えるようになっています。本来、市民にとっては大量の情報を容易に入手しうる環境が整っているといえるのです。

(3) にもかかわらず、「1 頁10円」の手数料を徴収するとすることは、当該事務に要する経費を勘案して定められるべきものとされる手数料の趣旨にも反し、市民に不合理に過大な負担を強いるものです。

Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する際、電子データ(ファイル乃至フォルダー)の一括複写をするのであって「1 頁」ごとに複写するわけではありませんので、複写経費において1頁いくらという概念は生じえず、「1 頁10円」の手数料規定が不合理であることは明らかです。また、改正にあたり、「従量制」との説明がなされていますが、電子データはデータ量(バイト)で計量されるものであるのに、アナログ概念の「頁数」を持ち込むのは誤りです。

(4) 横浜市が条例改正案策定にあたり参考にしたと推測される大阪市や国の手数料規定で、記録媒体に複写した電子データの交付において「1 頁10円」との手数料が定められているのは、“スキャナで読み取ってPDF等の電子データ化する”という作業を要する場合のみです。そのような作業を要しない場合にも一律1 頁10円とする横浜市の条例は、全国的にも類をみないものです。

(5) 上掲手数料規定設定の理由として、紙に複写したものの交付を受ける場合との負担の公平という説明がなされています。

しかし、紙への複写実費の低廉化にもかかわらず金額(白黒1枚10円、カラー1枚50円)の見直しはしない一方で、経費が僅少な記録媒体への複写につき、手数料を紙への複写費用に合わせることは、「市民の知る権利」の尊重という条例前文の趣旨に反するものです。

また、横浜市は温暖化対策のためコピー用紙削減の効果をアピールしており(2004年環境創造局総合企画部温暖化対策課「半年でコピー用紙600万枚 温室効果ガス5万トン削減！」)、また、「中期計画2022～2025」で「行政文書の電子データとしての活用」を掲げているのですから、市民をペーパーレス化に誘導するために紙への複写と記録媒体への複写とで手数料を異なる規定とすることこそ合理的な政策です。

以上の観点から、

- ①Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合(電子情報処理組織の使用による交付も同じ)について、「1 頁10円」の手数料規定を改正すること
 - ②電子データとして保管されている行政文書であって非開示理由の存する部分のないものは、情報提供を原則とすること
- を求める申入れをする方針です。



デジタル時代に逆行する手数料 情報公開条例改正で横浜市へ申入れ

広報誌168号で、横浜市が2022年12月市会で情報公開条例を改正し、「ページ数のある電磁的記録」の写しを光ディスクで交付する場合に、光ディスクの費用+「1ページ10円」の手数料を定めたこと、これに対し横浜市へ申入れを行う予定であることを報告した。

行政のデジタル化が進んでいる。国は2018年、可及的速やかに行政文書を電子的管理に移行することを決めた(所在不明や廃棄・改ざんなども防ぐことができる)。新たに作成・取得する行政文書は電子データのほうを正本・原本として保管するのが基本としている。横浜市も、DX戦略を掲げ、紙からの脱却や、“デジタルの恩恵をすべての市民に”としている。

大量の情報を容易に入手できるようになることへの期待が高まるなかで、これに逆行する今回の改正が行われた。

当会のように情報公開請求によって市の保有する情報を入手し、これを精査することにより行財政運営をチェックする活動を行う団体・市民にとって、深刻な事態である。一つの事業全体につき把握するために必要な資料は数千頁、数万頁に及ぶことがある。市が電磁的記録として保管している行政文書であれば、これまでなら光ディスク実費で入手できたのが、2023年4月以降は、「1ページ10円」が付加されることになる(ワード文書やPDFのように「ページ数がある」場合。エクセルや録音・録画など「ページ数がない」場合は1ファイル210円)。

コピーに2秒でも数千円?

電子データから電子データへのコピーは、労力も時間も実費も少なくて済む。試しに、『横浜IR誘致に係る取組の振り返り』(最終報告書)PDFデータ(30,368キロバイト≈30メガバイト、339頁)のコピーをしてみた。労力はマウスをドラッグ&ドロップするだけ、時間はうちの低機能パソコンでも2秒もかからなかった。これに(今は『振り返り』はネットにアップされているが、ネットでは見られなくなり入手に情報公開請求が必要になれば)3390円+70円かかることになる。

全国オンブズと共同で申入れ

横浜市の条例改正は、市民オンブズマン活動に重大な影響を及ぼすものであることから、全国市民オンブズマン連絡会議も当会と連名で横浜市に対し、申入れをすることを決めた。あわせて、全国の市民オンブズマンに対し、横浜市への抗議声明を呼びかけた。

2月22日、横浜市(市民情報課)に対し、文書で申入れを行い、引き続き市政記者クラブで記者会見を行った。



左:大川代表幹事 右:市民情報室長

名古屋市民オンブズマン、市民オンブズ岡崎、滋賀県市民オンブズマン、市民オンブズマンわか

やま、NPO 法人市民オンブズマン福岡が、横浜市に対する抗議声明を出してくれた。

名古屋市民オンブズマンの抗議声明は、「私たち市民オンブズマンは、情報公開制度のヘヴィーウェーブーとして、1990年代半ばから地方公共団体等の様々な情報を公開し、その不正・不当な行為の監視、是正の活動をおこなってきた。こうした活動によって、情報公開制度の重要性が地方公共団体にも理解され、緊張と信頼とで結ばれる市民と行政との新たな関係も、鳥取県など一部の自治体で生まれ始めている。しかし、横浜市の改正条例には、こうした市民との関係性に対する期待も展望もない。改正条例は、情報公開請求する市民を相変わらず敵視する20世紀的な時代遅れの発想に貫かれたものであり、2023年の段階で、全国的にも類を見ない悪条例と言わざるを得ない。」と横浜市条例を手厳しい批判している。

各地の事例

全国オンブズ事務局が収集してくれた各地の事例によれば、以下のように請求者に負担の少ない制度・運用をしている自治体もある。

(a) 奈良県橿原市

・「事務取扱要綱」により、メール送信の方法により開示している

・市内に住所を有する個人等は無料、その他の者は 1 件 300 円の手数料がかかり、開示は無料(マスキングがある場合も同じ)

(b) 沖縄県浦添市

・「事務取扱要綱」により、メール送信の方法により無料で開示している

・要綱では 10 メガバイトまであるが、それを超えていてもメールで送っており、今後上限を外す方向で要綱を見直す予定のこと

(c) 神奈川県逗子市

・「事務取扱要綱」により、インターネットで情報公開請求をされた行政文書につき、市のホームページ上に掲載する方法で開示している(もちろん無料)

(d) 佐賀県

・電子媒体での交付 CD-R 40 円 DVD-R 60 円
(媒体費のみ)

・文書量が概ね A4 サイズ 10 枚以内の公文書で、個人情報等が含まれておらず、スキャナー等での画像読み取りが容易なものについては、電子メール又はファクシミリでその写しの交付も実施(無料)

情報公開を受ける側の市民の負担が軽いか重いかは、情報へのアクセスのしやすさに直結し、市が情報公開に積極的な姿勢を持っているのか、出したがらない姿勢なのかを示すものもある。これまで、公開・非公開の判断に关心を向けてきたが、手続面にも注目したい。(事務局 小沢)



横浜市の情報公開 開示手数料問題の背景

弁護士 森田 明

1 はじめに

昨年の条例改正による横浜市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する手数料の改悪の問題については、すでにこの広報誌で繰り返し取り上げられ、かながわ市民オンブズマンは全国市民オンブズマン連絡会議と共に撤回を求める申し入れをするなどしてきましたが、市が是正する動きは見られません。長期的な取り組みが必要になりそうです。

色々な観点から問題を掘り下げるという意味で、横浜市の情報公開制度とは長年かかわりのあった経験から、この問題には背景として横浜市の長年にわたる手数料徴収への異様なこだわりがあることを指摘したく、家に眠る「古文書」をひっくり返してまとめてみました。

なお、この問題については、かながわ市民オンブズマン発足前の 1996 年 1 月から活動始めた「知る権利・横浜の会」という情報公開についての経験交流などをしている団体が取り組んできました。私はこちらにもかかわってきたので、同会の活動も含めて、いきさつを回顧します。

2 情報公開条例成立経過での議論

まず、横浜市で情報公開条例が制定された過程での論議を振り返ります。

他の自治体と同様、条例制定前に、有識者ら

からなる「横浜市情報問題研究会」で制度の構想を検討し、報告書「横浜市の情報公開に関する提言」を 1984 年 7 月に公表しています。

この中の「(6)費用の負担」(31 頁)で、実費は請求者の負担とするが、それ以外の「閲覧にかかる費用」については「特定の利用者のためにする事務に関する経費」については受益者負担の観点から徴収すべきであるとする意見、市民のみ無料とすべきとする意見、無料とする意見があつたとしています。まとめとして、「閲覧にかかる費用は制度の実施に伴う必然的な経費として市が負担することになることもやむを得ないとする意見が多かった」としつつ、有料とする見解も踏まえてさらに検討するとしています。

この当時、神奈川県をはじめ、情報公開条例を制定した県内自治体はすべて閲覧手数料を無料としているのに、横浜市では利用者に負担を課そうとする議論をしているのです。さすがに「研究会」の大勢は無料とすべきとしていましたが、有料化にこだわる勢力が根強くあったことがうかがわれます。なお、コピー代や送料など、利用者の受益に対応する費用を実費として徴収することは他の自治体でも横浜市でも異論はなく、横浜市ではそれ以外の「制度運用にかかる費用について閲覧手数料として徴収すること」を想定してその是非を議論しています。

結局、1987 年 12 月に制定された横浜市公文書公開条例では、実費とは別に閲覧手数料として 1 件 300 円を徴収することになりました(条例 20 条、別表)。

3 その後の動向

その後、東京都など一部の自治体が閲覧手数

料を有料とし、1999 年 5 月に制定された情報公開法においても閲覧手数料に相当する請求手数料が有料化されました。しかし東京都の制度に対しては批判が強く、情報公開法についても請求手数料に対する反発は強く、公開する場合のコピー代などの実施手数料については請求手数料相当額を控除するなどの配慮がされました。そして、地方自治体の大多数は、閲覧手数料無料を維持し続けました。

4 「知る権利・横浜の会」の動き

「知る権利・横浜の会」は、1996 年 6 月 5 日、横浜市に対し、「市民情報センターへの公開質問状」を提出し、その中で閲覧手数料の額の根拠や運用についても質問しました。これに対して同月 28 日付けで横浜市市民局市民情報室長より回答があり、閲覧手数料 300 円の根拠については、「公文書の閲覧に対する事務が特定の人に対するものであり、受益者負担の視点から、これを徴収することとしております。」と回答しています。これに対し同会では同年 9 月 18 日付けで要望書を提出し、その中で閲覧手数料の無料化を改めて要望しています。

5 横浜市の新条例制定～奇跡の大逆転？

1997 年 5 月、情報公開法制定が近づき、横浜市もいつまでも「公文書公開条例」ではまづからうとの考え方から、市の公文書公開審査会が条例改正の在り方について市長からの諮問を受け、条例改正の審議を始めます。その過程で、1997 年 11 月 11 日、市民からの意見聴取が行われました。かながわ市民オンブズマンと「知る権利・横浜の会」から合計 7 名（重複あり）が意見陳述を行いました。ここでも多くの人が閲覧手

料の廃止を訴えました。

（ちなみにも…）

ここで陳述した 7 名とは、かながわ市民オンブズマンから大川隆司弁護士、益子良一税理士、知る権利・横浜の会から、金子正さん、新美みつ子さん、佐藤満喜子さん（オンブズの中心メンバーになるのは後日のこと）、三木由希子さん（現在情報公開クリアリングハウス理事長）、両方の団体からの立場で私、というなかなかの陣容で、合計 90 分にわたり経験に基づく意見を述べました。最近は大きな条例改正でも形式的な意見募集はしても市民から直接意見を聞くことなどなくなってしまいました。もう約四半世紀前で、かながわ市民オンブズマンはこの年にできただばかりです。みんな若かったです。

などということはさておき話を戻します。

1999 年 3 月、市の審査会は、「横浜市の公文書公開制度のあり方について～新たな情報公開制度の確立に向けて～（答申）」を公表、条例改正の方向性を示しました。その中で手数料については、「費用負担の公平性の観点から、閲覧にかかる費用は有料とするが、情報公開制度をより広く利用しやすい制度とするため、現行の 1 件 300 円を減額すべき」とし、基本的に閲覧手数料を継続するとしていました。

「知る権利・横浜の会」は、答申をうけた新条例制定に向けて、1999 年 10 月 7 日付で申し入れ書を提出し、その中でも閲覧手数料の無料化を求めました。

しかし答申が閲覧手数料を維持すべきとしている中で、廃止への方向転換は難しいかに思え

ました。

ところが、2000 年に制定された横浜市情報公開条例(新条例)では、閲覧手数料は廃止、実費も引き下げ(コピー代は 30 円→10 円へ)となりました。びっくりです。

閲覧手数料が急きよ廃止となった背景として、条例案審議入り直前の同年 2 月 19 日に、市会の多数派である、自民、民主、公明の 3 会派から「閲覧手数料撤廃も視野に入れての検討を求める」旨の要望書が提出されたことがあります。この要望書がどのようなきさつでできたのかははつきりしませんが、以後、横浜市の閲覧手数料は無料となっています。

そもそも横浜市が他の自治体と異なり、情報公開制度の運営にかかるコストを閲覧手数料として利用者に負担させることにこだわってきたのがなぜかは疑問です。仮説としては、①現場の職員サイドで濫用的請求などで大きな負担感を持っていて利用者に負担させるべきとの感覚・考え方方が伝承されてきた、②市会議員の中に情報公開制度を「タダで使わせるべきでない」という確信を持つ者が一定数いて職員をけん制してきた、などが考えられますがはつきりしません。「閲覧手数料廃止の要望書」が出されたことからすれば、②は否定されるかのようにみえますが、市民からの批判を嫌った市長や職員が根回しをして主要会派から要望書を出させることにより、個々の議員の廃止反対の動きを封じた、といううがった見方もあるがち否定できないよう思います。いずれにしても、市民が(「俺たちはあきらめが悪い」という感じで(!?)閲覧手数料廃止を繰り返し求め続けたこと、それが多少なりともマスコ

ミで取り上げられたことが廃止につながったことは間違いないでしょう。

6 以上の経緯からみた今般の改正の問題点

横浜市は、かつて、閲覧手数料徴収の理由として「実費以外の、文書の検索、一部不開示のため墨塗りする手間等制度運用のための費用は特定のためにかかるコストであるから」としていましたが、このような意味での閲覧手数料は徴収しないこととするという方針、つまり実費以外の費用はとらないという方針が、2000 年の新条例(現行条例)制定時に明らかにされ、決着がつけられたのです。

しかし、この度の条例改正で、制度運用のコストを、電磁的記録についていわば 2 重に費用をカウントする(媒体代に加えて実際には交付しない、つまり実費とは言えない想像上のコピー代を加算することになりました。

これは閲覧手数料の廃止という形で葬り去ったはずの「制度運用のコストの利用者への負担の強要」を実質的に復活させるものであるという点で極めて不当なものです。また、実費は利用者の受けたメリットに対応する分の支払いであるはずなのに、受け取っていないコピーの代金を支払わせるのは実費の概念(少なくとも横浜市における実費の概念)を逸脱するものです。

先祖がえりのよう今の時代になおこんな仕組みを持ち込むことに、横浜市の「利用者に制度運用の費用を負担をさせずにはおくものか」という歪んだ執念のようなものを感じなのです。

特異な“従量制”で実害 —横浜市への情報公開請求体験記

小林 真理

私は問い合わせたい。数を數え始めた幼児ならいざ知らず、良い大人が人間を数える際に「一匹」「二匹」だの「一頭」「二頭」だと数え始めたら、あなたならどうしますか？ と。

先進都市で国際都市とも称される横浜市は、ついに電子データを「1ページ」だの「1ファイル」だと数え始めた。そして、電子データの写しを作成する手数料として「ページ数がある電磁的記録」は1ページごとに 10 円、「ページ数がない電磁的記録」は1ファイルごとに 210 円を取る条例改正をした。これは「従量制」を導入した結果だという。

従量制？ ちょっとまで。なんかおかしくないか。従量制と聞いて思い浮かぶのは、電気料金だったり、水道料金だったり、スマホや携帯のデータ通信料金だったりする。電気代はキロワットアワー(kWh)、水道代は平方立法メートル(m³)、データ通信代はギガバイト(GB)と、それぞれ量を計る際の単位が決められていて、使った量に対して料金が発生するというのが、一般的な従量制だ。

だから、行政文書(公文書)をエクセルで作ろうがワードで作ろうが、それを pdf にしようが、とにかく電子データであれば、その情報量をバイト(byte)換算するのが、今や主流というか、国際標準ですらある。

それをページ換算するなんて……。先進都市でもなければ国際都市でもなく、黒船来航時の「おらが村横浜」に戻った感がある。

しかし、嘆いていても始まらない。実態を検証し、改善策を提案するべく、住所地の松戸から、長年を過ごし、納税地でもある横浜へ開示請求をしてみた。(※1)

※1 請求文書1:オープンデータ・ポータルサイトの仕様書・契約書等:政策局政策課／請求文書2:財務会計システムの仕様書および契約書等:会計室審査課／共に一部開示(印影のみ墨塗)

1. 電子データはページ換算ではなく、容量(バイト)換算で！

上記のように、とてもおかしな従量制の手数料だが、もはやおかしいの域を超えて、制度利用者に実害を与えていた。

実害その1：白紙(※2)に近いページや内容がダブったページまで 10 円換算

これは、請求文書が綴じられたバインダーを丸ごとオートスキャナで読み取って電子化したためである。バインダーには関連文書がまとめて綴じられているので、複数のバインダーをスキャンすれば、当然ながらダブりも生じる。しかし、これで 10 円換算されてはたまたものではない。(実際、486 枚のうち 102 枚がダブっていた)

これが例えば 1 ギガバイトまでは〇〇円という容量換算であれば、バインダーを丸ごとオートスキャンでもよいと思う。白紙ページやダブりがあつたとしても、それはある意味、バインダーの中身をそのまま複製したものとなる。また、「〇〇文書

すべて」という請求にも、行政側もそれほど労力をかけずに対応できるであろう。

※2 繰り目の印影のみ

実害その2：原版が電子データでもページやファイル換算で手数料を徴収

原版が紙ベースのものなら、電子化するにあたり、スキャナーで読み込む等の手間がかかることはわかる。どうにも理解できないのは、委託業者からあらかじめ電子データとして納品されたマニュアルや文書までページ換算で手数料を取ることである。

これらのコピー(複製)を取るのにいったいどれくらいの手間がかかるというのだ。ほんの数秒だ。マスキングするにしても、ソフトウェア上でできる。

そもそも、全部開示・一部開示できるような契約書・仕様書等は、開示請求される前にホームページ等で公開するべきだ。

実害その3：疑念を生む手数料体系

今回の条例改正では、ページ換算とは別に、録音データのようにページ数のない電子データのコピー交付に「1ファイル」210 円という手数料を設定した。

これもおかしい。例えば正味3時間の会議の録音データを休憩をはさんで分割して保存した場合、たとえ管理上そうせざるを得なかった場合でも、「手数料を多く取ろうとして分割保存したのでは？」と、あらぬ疑念を生みかねない。同様に、エクセルの複数シートをそれぞれ1ファイルとして保存し、手数料を多く徴収するということだってできてしまう。

こちらも容量換算(バイト)にすれば、解決する。そして、それが国際標準の従量制というものだ。

2. 手数料を取る前に、オンライン決済環境の整備を

今回の開示請求から開示までの流れは、次のような手順となった。(請求の仕方で変わる)

(1)オンライン

:横浜市電子申請より行政文書の開示請求

(2)電話

:担当課と開示請求文書のすり合わせ

(3)郵便

:開示決定通知書と(手数料の)納付書兼領収書が届く

(4)銀行・郵便局 :手数料納付

(5)メール・郵便 :領収書を担当課に送付

(6)ダウンロード

:文書開示(交付)・データ開示(交付)

2022年12月の条例改正で唯一「改正」と言えるのは、6番の電子データによる写しの交付が電子メールやファイルサーバーからのダウンロードで行われるようになったことぐらいであろう(※3)。

しかし、それだけに問題なのが4番、5番の手数料の納付手続きである。担当課との請求文書のすり合わせが済むと、オンライン決済が当たり前というこの時代に、時代遅れの納付書兼領収書というものが開示決定通知書とともに郵便で届く。ご丁寧にも住所や氏名はすでに手書きで書き込まれ、後は銀行か郵便局に持つて行って支払うだけ。「まあ、親切！」なんてこれっぽっちも思わない。ここまでするなら、なぜにオンライン

決済にしないのか？ 手書きで書き込む時間と金融機関に出向く時間。お互いの時間と手間が無駄ではないか？ 「どこがDX？ 職員さんつて案外暇なのね。」と思ってしまう。

また、手続きが統一されていないことも問題だ。政策局政策課は(振込後)「領収書を送ってください」としか書いていなかったが、会計室審査課は「領収書をメールか郵便で送ってください」とあったので、「ああ、(郵送ではなく)メールで送ってもいいのね」と気がついた。

ちなみに令和6年度の予算案、財政局の主要事業には「納付しやすい環境整備の取組」とあり、「時間や場所を問わず納付できる環境の拡充」とある。さらに会計室の令和5年度の運営方針にも「電子請求システムの構築に向けた検討(再掲)」とある。

どうして納付環境を整える前に、市民局は手数料徴収を決めたのか。あまりにも拙速過ぎ、これでは制度利用者への嫌がらせとしか思えない。従量制と合わせて再考を促したい。

犬や猫は情報を「開示請求」したり、「開示」したりはしない。だからここに上げた問題の基底には、情報公開制度を設計・運用する人と制度を活用・利用する人とのコミュニケーション欠如があり、だからこそ、お互い制度改善へ向けた努力を続ける必要があるのではないか、どこで提起する。

※3 行政文書の開示請求限定

発行：「かながわ市民オンブズマン」

事務所：〒231-0021 横浜市中区日本大通 17
J P R 横浜大通ビル 8 階
横浜合同法律事務所内

FAX : 0467-33-5482

E-mail : kana-ombuds@nifty.com

HP : <http://kana-ombuds.world.coocan.jp>

広報誌 175 号 編集責任者：小沢弘子

製作スタッフ

綾部祥一郎・黒下行雄・佐藤満喜子
佐藤雅義・平川篤子・細野ひで子

年会費 3000 円

振込先：郵便口座番号 00260-6-4333